

議第九十九号

令和四年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和四年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金一、五一九、〇三二、六四一円を次のとおり処分するものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 八八六、七一八、六一四円
- 二 減債積立金の積立て 五五九、八一五、三二九円
- 三 建設改良積立金の積立て 七二、四九八、七〇八円

